

## 後見制度支援預金

(令和2年10月1日現在)

項目	内容
① 商品名	後見制度支援預金
② 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、組員および組員となる資格を有する方（原則として当組合が営業店を有する地区内に、住所、居所を有する方、勤労に従事する方）</li> <li>・神戸家庭裁判所（各支部を含む。）にて後見開始（未成年後見人選任を含む。）の審判を受ける、または受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方</li> </ul> ※ 本商品は、被後見人名義での預金について、後見人の手続きにより取扱います。
③ 期間	定めはありません。
④ 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱います。</li> </ul> ※ 口座開設および入金都度、「指示書」が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金、小切手その他の証券類でお預入れいただけます。</li> </ul>
預入金額	1円以上（1円単位）
⑤ 払戻方法	神戸家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱います。
⑥ 利息	
適用利率	毎日、店頭に表示する普通預金利率を適用します。（変動金利） <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金利率は、毎週月曜日に見直します。</li> </ul>
利息計算方法	毎日の最終残高（証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）について、1年を365日として日割で計算します。 （付利最低残高1,000円以上 付利単位100円）
利息支払方法	毎年2月と8月の当組合所定の日に元金に組入れます。
税金	<b>【個人の方】</b> 預金利息から税金20.315%（国税15.315%、地方税5%）が徴収されます。 （平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、お支払いする利息に対して、20.315%（復興特別所得税課税後）の税金がかかります。）
⑦ 手数料	なし
⑧ 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この預金は、原則として、振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受けることはできません。ただし、身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払が、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、本商品取扱店舗に開設する同一店舗における同じ名義人の普通預金口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。</li> <li>●この預金は、取扱店（口座開設店）の窓口以外ではお取引いただけません。</li> <li>●給与・年金などの自動受取口座、公共料金・各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。</li> <li>●この預金は、マル優はご利用いただけません。</li> <li>●総合口座としてご利用いただけません。</li> <li>●インターネットバンキングや自動集金サービス等の各種付帯サービスはご利用いただけません。</li> <li>●キャッシュカードはご利用いただけません。</li> <li>●この預金は、後見人が「代理人届」により包括的に代理権授与しての取扱いは受付できません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、組合が認める場合に限りです。</li> </ul>
⑨ 金利情報の入手方法	店頭に掲示されている預金金利一覧をご覧ください。または窓口にお問合せください。

## 後見制度支援預金

(令和2年10月1日現在)

項 目	内 容
<p>⑩ 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>●苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または本部にお申出ください。 【窓口：兵庫県信用組合 業務部 TEL：0120-18-6522 受 付 日：月～金曜日（祝日を除く） 受付時間：9：00～17：00 なお、苦情対応等手続については、別途リーフレットを用意しておりますので、お申付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 （ URL <a href="https://www.hyogokenshin.co.jp/">https://www.hyogokenshin.co.jp/</a> ）</p> <p>●紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）で 紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記組合窓口、または しんくみ相談所にお申出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外 の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域 で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京 を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。 具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く。） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
<p>⑪ その他参考と なる事項</p>	<p>この預金は、『後見制度支援預金規定』によりお取扱いいたします。</p>

兵庫県信用組合

13698 (A4)